

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令(案)について

1. 概要

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号。以下「情報通信技術利用法改正法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第65号。以下「番号利用法等の一部改正法」という。)による住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の一部改正に伴い、住民基本台帳法施行令等の一部の改正を行うものである。

2. 改正内容

○住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)の一部改正

① 情報通信技術利用法改正法関係

国外転出者に係る本人確認情報となる附票本人確認情報について、提供方法や保存期間等、その処理及び利用等に係る規定を整備する。

② 番号利用法等の一部改正法関係

住民基本台帳法第30条15の2第1項に規定された準法定事務に係る政令で定める基準について、事務の目的が別表第一から別表第四までの各項の下欄、別表第五各号及び別表第六の各項の下欄に掲げる事務と同一であることと定める。

③その他所要の規定の整備

3. 施行期日

令和6年5月27日